

質問に対する回答

案件名称	大阪市下水道 DX 実行支援業務委託	
番号	質問	回答
No. 1	<p>「建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における技術提案説明書〔大阪市下水道 DX 実行支援業務委託〕の「4. 参加表明 3) 参加表明書等の内容の留意事項」の業務実施体制において、「各配置予定技術者の兼任は認めないものとする。」とありますが、「資格審査基準」では管理技術者及び担当技術者の専任性について、手持ち業務件数で評価されようとしています。「各配置予定技術者の兼任は認めないものとする。」とは、本業務における担当業務を複数兼務することは認めないという理解で良いのでしょうか。それとも、本業務以外の案件との兼務が認められないということでしょうか。</p>	<p>「各配置予定技術者の兼任は認めないものとする。」とは、本業務の管理技術者と担当技術者の兼任を認めないという意味であり、本業務以外の案件との兼任を妨げるものではありません。</p>
No. 2	<p>「建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における技術提案説明書〔大阪市下水道 DX 実行支援業務委託〕の「4. 参加表明 3) 参加表明書等の内容の留意事項」の企業及び配置予定技術者の過去 10 年間の規定業務に関する実績において、TECRIS 登録番号の記入欄がありますが、TECRIS に登録している実績以外の実績については、TECRIS 登録番号の記入欄を空欄もしくはハイフン“－”で記載すればよいのでしょうか。</p>	<p>企業及び配置予定技術者の過去 10 年間の規定業務実績（様式-2、様式-5）において、TECRIS に登録していない実績を記載する場合は、TECRIS 登録番号の記入欄にハイフン“－”を記載してください。</p>
No. 3	<p>資料名：特記仕様書案 頁箇所：別紙 1 質問内容： 各テーマについて、課題と目指す姿が整理されておりますが、これについては、過去の調査業務委託で把握されたものでしょうか。その場合、当該調査業務の報告書を確認することは可能でしょうか。参加表明するにあたり 把握したく確認させてください。</p>	<p>課題とめざす姿は、本市が業務を遂行する中で認識している課題と課題解決のめざす方向性を記載しており、過去の調査業務委託で整理されたものではありません。</p>

No. 4	<p>資料名：技術提案説明書 頁箇所：別紙 A 以降 質問内容： 実施体制は技術提案説明書 P11 にあるとおり、参加表明時にのみ評価されるもので、その後の選定（技術提案時）においては、評価されないとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>様式-3 の業務実施体制は、技術提案説明書 P11 に記載の資格審査基準に基づき、参加表明時にのみ審査し、技術提案書特定時には評価しません。</p>
No. 5	<p>資料名：技術提案説明書 頁箇所：別紙 A 以降 質問内容： 法人としての実績は参加表明時のみ評価されるもので、その後の選定（技術提案時）においては、評価されない（技術提案時はあくまで管理技術者の実績のみが評価される）という理解でよいでしょうか。 （法人実績の記載は参加表明時点で確定するため、この時点の質問とさせていただきます）</p>	<p>法人としての実績は、参加表明時にのみ審査し、技術提案書特定時には評価しません。</p>
No. 6	<p>資料名：技術提案説明書 頁箇所：別紙 A 以降 質問内容： 法人としての実績は参加表明時のみ評価されるものとの理解ですが、1 件でも 2 件でも評価にかわりはないとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>技術提案説明書 P11 に記載のとおり、法人としての実績は件数によって評価が変わることはありません。</p>
No. 7	<p>資料名：技術提案説明書 頁箇所：別紙 A 以降 質問内容： 管理技術者の実績は 2 件あれば A 評価であり、3 件以上記載しても評価にかわりはないとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>技術提案説明書 P13 に記載のとおり、管理技術者の実績は、2 件以上であれば評価は変わりません。</p>
No. 8	<p>資料名：技術提案説明書 頁箇所：別紙 A 以降 質問内容： 管理技術者の実績は 2 件あれば A 評価であり、案件の内容や金額により、評価にかわりはないとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>管理技術者の実績は、案件の内容や金額によって評価が変わることはありません。</p>
No. 9	<p>資料名：技術提案説明書 頁箇所：P15 質問内容： 各種書類への押印は不要でよいでしょうか。</p>	<p>各種書類への押印は不要です。</p>

No. 10	<p>資料名：様式 4 頁箇所：注書き 質問内容： 「各配置予定技術者の所属する組織と直接的な雇用関係を有する者であることを証するものの写し」は健康保険証でよいでしょうか。</p>	<p>「各配置予定技術者の所属する組織と直接的な雇用関係を有する者であることを証するものの写し」は、健康保険証のご提出で問題ありません。ただし、所属会社の判るものに限りませす。</p>
No. 11	<p>資料名：様式 2, 4, 5 質問内容： TECRIS 登録番号を記載する欄があるが、TECRIS 登録を実施していない場合、記載を省略してよいでしょうか。様式 5 においては、「配置予定技術者が業務に従事したことを証明できる書類（TECRIS 等）」とあるが、これについては業務計画書等に記載された体制で認められるのでしょうか。認められない場合は TECRIS 以外の書類名をご教示ください。</p>	<p>様式-2、様式-4 および様式-5 において、TECRIS に登録していない実績を記載する場合は、TECRIS 登録番号の記入欄にハイフン “-” を記載してください。 様式-5 に記載の「配置予定技術者が業務に従事したことを証明できる書類（TECRIS 等）」は、TECRIS に登録されていない実績の場合は、業務計画書等で業務実施体制が確認できる書類をご提出ください。</p>
No. 12	<p>資料名：技術提案説明書 頁箇所：P15 質問内容： <企業の技術部門登録、業務実績および配置予定技術者の業務実績を証明できる書類>とありますが、TECRIS 登録を実施していない場合、どのような書類（記載すべき項目）を想定されていますでしょうか。あるいは様式 2, 4, 5 で満たすでしょうか。</p>	<p>TECRIS 登録を実施していない場合は、「配置予定技術者が業務に従事したことを証明できる書類（TECRIS 等）」（様式-5）として、業務計画書等で業務実施体制が確認できる書類をご提出ください。</p>